

26. 2

文化功労者年金法律要綱

(この法律の目的)

第一 この法律は、學術・芸術等の文化の發達に關し、特に功績顯著者(以下「文化功労者」という。)に年金を支給し、これを頒布することを目的とすること。

(文化功労者選考審査会)

第二 文化功労者の候補者の選考・開業の事項を審査せられたるか、文部省に文化功労者選考審査会を置くこと。

(委員)

第三 文化功労者選考審査会は、十人の委員を有し、組織するものとすること。

之 委員は、學術・芸術その他文化に關し高い識見を備える者がうちから、文部大臣が任命するものとすること。

(委員の任期)

第四 委員の任期は三十とする。但し公選が生じる場合は不選任の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

(文化功労者の決定)

第五 前三條に定めるもののほか、文化功労者選考審査会の組織及び運営に関する事項は、政令で定めるものとすること。

(文化功労者の決定)

第六 文化功労者は、文化功労者選考審査会が選考した者のうちから、文部大臣が決定するものとすること。

(年金)

第七 文化功労者には、終身年金として年金五十万円、~~年金~~を支給するものとすること。

附 則

第一 本法律は、公布の日から施行するものとすること。

第二 文部省設置法の昭和二十四年五月三十一日十二時半四十分の一部を、次のよう

11-2
2296

天野 561

に改正すること。

市七條中二項又一項を同項中一項の二とし、同項の前に次の一号を加える。

一 文化功労者年金法(昭和三十六年法律第 一号)に基き文化功労者の選考を他文部省に属せしものに對する事務を改進すること。

市二十四條中

種	類	目	的	を
---	---	---	---	---

文化功労者選考審査会	文化功労者年金法(昭和三十六年法律第 一号)に基き、文部省の管轄に在り、文化功労者の候補者を選考すること。
------------	---

改め。

3 最初の任命以後から賃金の支給は、半額とする。即ち、年間の賃金、半額は一年とする。

こと。

理由

4 前項の規定は主として文化功労者とてこれに対し改進する旨の意をもつてあるが、文部省は文化功労者としてこれに対し改進する旨の意をもつてあるが、これに、この六件案を提出する理由で

